

## 虚偽表示 H05-03-3 <<#295>>

【問】正誤をつけよ。

Aが、その所有地について、債権者Bの差押えを免れるため、Cと通謀して、登記名義をCに移転したところ、Cは、その土地をDに譲渡した。Dが善意であっても、Dが所有権移転の登記をしていないときは、Aは、Dに対し所有権を主張することができる。

### <<ポイント>> 虚偽表示

相手方と通じてした虚偽の意思表示は、**無効**とする。

上記による意思表示の無効は、**善意の第三者に対抗することができない**。(民法 94 条)

【答え】誤り